

騒音・振動・水質等の環境法令に係る

# 電子申請の手引き

令和8年4月

高槻市環境政策課

## 目次

1	はじめに.....	1
2	電子申請の流れ(概要).....	1
3	利用者登録.....	2
4	電子申請.....	4
5	申請後について.....	5
6	申請内容の修正.....	6
7	申請の取り下げ.....	8
8	一次保存と保存データの読み込み.....	8
9	申請情報をまとめた PDF ファイルのダウンロード.....	9

## 1 はじめに

本手引きでは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る各種届出の電子申請の方法を解説します。なお、電子申請は現在のところ以下の一部届出のみ対応しています。

- ① 氏名等変更の届出
- ② 使用廃止の届出
- ③ 承継の届出
- ④ 使用廃止・全廃の届出
- ⑤ 公害防止管理者等の選任・解任・承継の届出

## 2 電子申請の流れ(概要)

電子申請の手順は、以下の流れとなります。各手順の詳細は次ページ以降で解説しています。

### 電子申請の申請手順フロー

- ① 高槻市簡易電子申込サービスへアクセス
- ② 各種電子申請フォームへアクセス
- ③ 以下のいずれかでログインもしくはメールアドレスでの認証
  - ・簡易電子申込サービスの利用者 ID・パスワードを入力
  - ・G ビズ ID・パスワードを入力
  - ・メールアドレス認証
- ④ 届出内容を入力して申請
- ⑤ 受理完了通知メールを受信して届出完了

### 電子申請で出来る主なこと

- ・ システム上で届出・修正ができます。(窓口まで行く必要がなくなります)
- ・ 手続き完了後は、申請番号が記載された申請書の写しがダウンロードできます。
- ・ 申請情報は一時保存できます。また、この機能を利用して毎回共通して入力する事項を一時保存しておき、異なる事項のみを入力して申請できます。

### 3 利用者登録

電子申請を行うためには、事前に以下1～3いずれかの方法で利用者登録を行う必要があります。なお、簡易登録(メールアドレス認証)については、申請毎に行う必要がありますので、今後も申請される場合は、1又は2の方法がおすすめです。

#### 方法1 簡易電子申込サービスの利用者登録

⇒高槻市の簡易電子申込サービスを利用するための利用者登録となります。ID・パスワードでログインすることが可能です。

#### 方法2 G ビズ ID 登録

⇒G ビズ IDとは、デジタル庁が発行する法人・個人事業主向け共通認証システムです。一つの ID で、石綿事前調査結果報告システムなど複数の行政サービスにログインできます。既に ID をお持ちの場合は、その ID を利用することができます。

#### 方法3 簡易登録(メールアドレス認証)

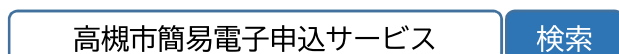
⇒メールアドレスにより認証する方法で、利用者登録せずに申請が可能です。ただし、電子申請の都度認証が必要となります。

#### (1) 方法1 簡易電子申込サービスの利用者登録

##### ① アクセス方法

下記の URL、右の二次元コード、Web で「高槻市簡易電子申込サービス」検索等からアクセスしてください。

<https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList initDisplay>



##### ② 新規登録をクリックします。



- ③ 利用規約を確認の上、ご理解いただけましたら、「同意する」をクリックしてください。
- ④ 利用者区分のチェック、利用者 ID(メールアドレス)を入力して、「登録する」をクリックしてください。
- ⑤ 登録したメールアドレス宛にメールが届きますので、メールに記載されている URL にアクセスしてください。
- ⑥ 必要事項について、入力を行った上で、「確認へ進む」をクリックしてください。なお、利用者 ID(メールアドレス)とパスワードはログイン時に必要となるため、忘れないように保管してください。
- ⑦ 登録内容に問題なければ、「登録する」をクリックしてください。
- ⑧ 登録したメールアドレス宛に利用者情報登録メールが届けば、登録完了です。

## (2) 方法2 Gビズ ID 登録方法

Gビズ ID の登録を行う方は、下記 URL から行ってください。Gビズ ID とは、デジタル庁が発行する法人・個人事業主向け共通認証システムです。プライム・メンバー・エントリーの3種類があり、高槻市の電子申請はいずれの種類でもご利用できます。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## (3) 方法3 簡易登録(メールアドレス認証)

各種届出の申請画面において、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックして、メールアドレスを入力してください。その後、登録したメールアドレスに送られてきたメールの URL にアクセスし、申請の入力を行ってください。

## 4 電子申請

### (1) 電子申請における届出受付日について

- ・電子申請における届出受付日は、申請情報が市に到達した日(電子申請日)となります。
- ・電子申請はメンテナンス日を除いて 24 時間申請が可能です。

### (2) ログインから申請までの流れ

- ① 下記の URL、Web、右の二次元コードから「高槻市簡易電子申込サービス」検索等からアクセスしてください。

<https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList initDisplayTop>

高槻市簡易電子申込サービス

検索



- ② 電子申請は、高槻市簡易電子申込サービスにより提供する申請フォームから申請を行います。検索キーワードに届出名を入力し、「絞り込みで検索をする」をクリックして、手続き一覧から該当の届出をクリックしてください。

オンライン申請手続き

ホーム > オンライン申請手続き

キーワードで探す

氏名等変更

氏名等変更届出

受付開始: 2026年03月16日 00時00分

受付終了: 随時

- ③ 以下のいずれかでログインもしくはメールアドレス認証を行ってください。

方法1 簡易電子申込サービスの利用者 ID・パスワードを入力

方法2 G ビズ ID・パスワードを入力

方法3 簡易登録(メールアドレス認証)

利用者ログイン

手続き名 氏名等変更届出

受付時期 2026年3月16日0時00分 ~

利用者登録せずに申し込む方はこちら

利用者登録される方はこちら

利用者ID (メールアドレス)

パスワード

ログイン

G ビズ ID アカウントをお持ちの方

G ビズ ID でログインを行う場合はこちらのボタンでログインしてください。

G ビズ ID でログインする

④ 入力フォームを入力して、「確認へ進む」、「申込む」の順にクリックしてください。

※「確認へ進む」をクリック後、エラーが発生した場合

**▲**が表示されたタブを開き、**▲** 及びエラー内容が表示されている項目を修正してください。修正後、再度「確認へ進む」をクリックしてください。修正項目や修正方法が不明な場合は、環境政策課(072-674-7486)までお問い合わせください。  
なお、閉庁時は、「8 一次保存と保存データの読み込み」を参照いただき、入力情報を一時保存のうえ、翌開庁日に環境政策課へお問い合わせください。

**届出者の住所 必須**

**▲ 届出者の住所は入力必須項目です。**  
(例：大阪府高槻市桃園町2番1号)

**工場又は事業場の名称 必須**

**▲ 工場又は事業場の名称は入力必須項目です。**  
(例：〇〇株式会社 高槻工場)

修正が必要な項目

## 5 申請後について

---

- ① 申請後、すぐに登録されたメールアドレス宛に、申込がされた旨のメールが届きます。このメールが届いていない場合は、届出できていない可能性がありますので、環境政策課までお問い合わせください。
- ② 修正がある場合は、申請担当者宛に電話連絡または登録されたメールアドレスに修正内容を送付しますので、「6 申請内容の修正」を参照いただき、ご修正ください。
- ③ 審査が終了しましたら、受理完了通知メールが届きます。このメールをもって申請は完了となります。なお、受理完了後は、入力情報及び申請番号が記載された PDF ファイルがダウンロードできますので、「9 申請情報をまとめた PDF ファイルのダウンロード」を参照いただき、必要に応じてダウンロードしてください。

## 6 申請内容の修正

申請内容の修正方法は、簡易電子申込システムにログインして申請した場合とメールアドレス認証により申請した場合とで異なりますので、ご注意ください。

### (1) 簡易電子申込システムにログインして申請した場合

- ① 簡易電子申込システムにログインする。
- ② 画面中央の「申請状況の確認」をクリックする。
- ③ 表示された申請一覧から修正したい申請の「詳細」をクリックする。  
整理番号を入力して検索すると、その番号の申請のみを表示することができます。



- ④ 画面下部にある「修正する」をクリックする。

※ 「再申込する」は同内容を新たな整理番号として申し込みすること(新規申請)となるため、修正時に誤って選択しないようご注意ください。

> 手続き申込 > 申込内容照会

ようこそ、 さま 前回ログイン日時： 2025年03月17日 15時59分

### 申込内容照会

#### 申込詳細

申込内容を確認してください。

手続き名	特定建設作業実施届出（テスト）
整理番号	698726548093
処理状況	返却中
処理履歴	2025年3月18日11時8分 返却 2025年3月18日11時7分 申込

#### 伝達事項

日時	内容
伝達事項はありません。	

#### 申込内容

申込内容印刷

2-1.事前調査書面と掲示板の作成	作成済み
2-2.石綿事前調査結果報告システムでの報告	実施済
2-3.石綿事前調査結果報告システムの申請番号	1234567890
4.事前調査書面の提出	上記説明を確認した。

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。  
※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

- ⑤ 申請入力時と同様の画面に遷移するので、修正したい事項を修正する。
- ⑥ 修正が終われば、「確認へ進む」、「修正する」をクリックする。

(2) メールアドレス認証により申請した場合

- ① 簡易電子申込システムのトップページを表示する。
- ② 画面中央の「申請状況の確認」をクリックする。
- ③ 整理番号とパスワードを入力し、「照会する」をクリックする。
- ④ 以降は、上記と同様の操作で申請を修正する。

### 申込内容照会

ホーム > 申込照会

#### 申込照会

申込完了画面、通知メールに記載された整理番号、パスワードをご入力ください。  
整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字（英字：大文字・小文字）で入力して下さい。  
前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。

ログイン後に申込を行われた方は、ログインしていただく、整理番号やパスワードを使用せずに照会できます。

整理番号

パスワード

## 7 申請の取り下げ

---

### (1) 簡易電子申込システムにログインして申請した場合

上記、「6 申請内容の修正 > (1) 簡易電子申込システムにログインして申請した場合 > ③」まで操作を進め、「取下げる」をクリックすると申請を取下げることができます。

### (2) メールアドレス認証により申請した場合

上記、「6 申請内容の修正 > (2) メールアドレス認証により申請した場合 > ③」まで操作を進め、「取下げる」をクリックすると申請を取下げることができます。

## 8 一次保存と保存データの読み込み

---

簡易電子申込システムでは、入力した事項を一時保存することができます。この機能を利用して、入力を途中で中断し、次回中断したところから再開することができます。毎回の申請で共通して入力する内容を予め入力した状態で一時保存しておき、そのデータを読み込み異なる内容のみを入力して申請することもできます。なお、添付ファイルは保存されませんので、ご注意ください。

### (1) 一次保存

入力画面の下部にある「入力中のデータを保存する」をクリックして、記入情報が入ったファイル(xml ファイル)を保存する。

The screenshot shows a web form for an application. At the top, there are fields for 'Change date (workplace or office location)' and a 'Select' button. Below that is a date field showing '20260317' and a 'Calendar' button. A section for 'Other attachments' has a 'Add file' button. A 'Confirm and proceed' button is visible. The main content area is titled 'Saving current data - Loading saved data' and contains several warning messages. At the bottom, there are two buttons: 'Save current data' (highlighted with a red box and a hand cursor) and 'Load saved data'.

### (2) 保存データの読み込み

入力画面の下部にある「保存データの読み込み」をクリックして、記入情報が入ったファイル(xml ファイル)を選択する。その後、「確認へ進む」、「読み込む」をクリックし、ファイル読み込み完了が表示されたことを確認し、「入力へ戻る」をクリックして、入力を進めて行く。

## 9 申請情報をまとめた PDF ファイルのダウンロード

「受理(完了)」の電子メールを受信後、マイページから受理後の申請書をダウンロードしてご利用ください。

### (1) 簡易電子申込システムにログインして申請した場合

- ① 簡易電子申込システムにログインする。
- ② 画面中央の「申請状況の確認」をクリックする。
- ③ 表示された申請一覧からダウンロードしたい申請の「詳細」をクリックする。

なお、整理番号を入力して検索すると、その番号の申請のみを表示することができます。

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
645574012334	使用廃止届出（大気・水質・ダイオキシン類）	市民生活環境部 環境政策課	2026年3月9日13時	処理待ち	詳細 >
153211023668	指定工場廃止届出（水質）	市民生活環境部 環境政策課	2026年3月6日9時	完了	詳細 >
002493863501	氏名等変更届出	市民生活環境部 環境政策課	2026年2月2日9時	処理待ち	詳細 >

- ④ 申込内容照会の下部にある「PDF ファイルを出力する」をクリックする。ダウンロードされた PDF ファイルを保存する。

指定工場の所在地	高槻市
廃止年月日	2017年03月22日
廃止の理由	排出水量の減少（排出水量が日平均20立方メートル未満に減少）
その他添付資料	

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。

< 一覧へ戻る

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

PDFファイルを出力する

- ⑤ ダウンロードされた PDF ファイルを開き、審査結果欄に「完了」と表示されていることを確認する。なお、PDF ファイルは申請内容が処理中の状態であってもダウンロードは可能ですが、届け出たことを証明するために PDF ファイルを出力する場合は、受理完了のメールが届いた後、審査結果が完了となったものを出力するようにしてください。

(2) メールアドレス認証により申請した場合

- ① 簡易電子申込システムのトップページを表示する。
- ② 画面中央の「申請状況の確認」をクリックする。
- ③ 整理番号とパスワードを入力し、「照会する」をクリックする。
- ④ 以降は、上記と同様の操作で PDF ファイルを出力する。

《問合わせ先》

高槻市 環境政策課

住所 〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 市役所本館5階

電話 072-674-7486

FAX 072-661-3198

E-mail tak6847@city.takatsuki.osaka.jp